

## 「週休2日試行工事」に関するQ & A

令和6年4月版（公表用）

### 【対象工事について】

Q1：週休2日試行工事には、現場閉所型と交替制がありますが、交替制から現場閉所型への変更はできますか。

A1：変更できません。

週休2日試行工事は、受注者希望型ですが、選択は

- (1) 現場閉所型の場合、
    - ・現場閉所を実施する or 実施しない
  - (2) 交替制の場合
    - ・交替制を実施する or 実施しない
- のそれぞれ、2択としています。

よって、現場閉所型から交替制へ、交替制から現場閉所型への変更を実施されても、変更の対象となりませんので注意してください。

Q2：要領第3条 3 週休2日（交替制）工事「（2）災害復旧工事」とは具体的にどの工事を指しますか。

A2：災害復旧工事は

- 災害復旧事業
- 災害関連事業（関連）
- 災害復旧助成事業（助成）
- 河川等災害関連特別対策事業（災特）
- 特定小川災害関連環境再生事業（小川関連）

及び、令和2年度災害関連等工事を指します。

### 《参考》

令和2年度災害関連等工事：次の各号のいずれかに該当する建設工事

- ① 令和2年発生災害復旧工事
- ② ①に係る災害復旧助成事業、災害関連事業、災害関連緊急事業、激甚災害対策特別緊急事業、特定緊急砂防事業、関連事業の建設工事
- ③ ①の災害に起因する再度災害防止に係るその他の建設工事
- ④ 令和2年7月豪雨による影響で河川・砂防・ダム等に堆積した土砂を撤去する建設工事

## 【工期について】

Q 1：週休2日の実施により工事が遅れた場合、工期を延伸できますか。

A 1：標準工期は、週休2日を見込んだ設定となっており、週休2日の実施を理由とした工期延期は認められません。

受注者は、十分な検討を行ったうえで、試行を受諾（休日取得を計画）する必要があります。

## 【適用期間などについて】

Q 1：工事着手日とは具体的にどの日を指しますか。

A 1：共通仕様書1-1-11「受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日以降30日以内に着手しなければならない。」とあり、この着手した日を指します。

また、共通仕様書1-1-2 40.「工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。」とあります。

Q 2：「工事の完成日は、工事施工範囲内で全ての作業が完了した日」とありますが、工事施工範囲内とは何を指しますか。

A 2：工事施工範囲内とは、契約図書において、施工箇所として図示された範囲を指します。（一般的には、平面図において施工箇所として着色された範囲）

現場事務所は工事施工範囲外に設置するので、現場事務所の撤去については、ここで言う工事施工範囲内での作業に含みません。

Q 3：対象期間から除外される年末年始6日間、夏季休暇3日間とは具体的にいつのことですか。

A 3：年末年始6日間（12/29～1/3）

夏季休暇3日間（8/13～8/15）

## 【休日について】

1 週休2日（現場閉所型）工事の場合

Q 1：休日（現場閉所）とは、現場での作業を休止することですか。

A 1：週休2日（現場閉所型）工事における休日とは「現場閉所」であり、建設現場及び現場事務所における一切の作業を行わないことを指します。ただし、以下の作業は除きます。

- ・コンクリート養生、レイタンス除去作業等、品質確保上最低限の作業
- ・立入禁止柵の設置、飛散対策等の第三者災害の防止作業
- ・安全パトロール、保守点検
- ・見学会、地元協議対応、地元要望に対応するために生じた作業
- ・現場内にて発生した災害または第三者による事故対応のために生じた作業
- ・交通誘導警備
- ・その他、監督員が必要と認めた作業

Q 2：休日（現場閉所）は、受注会社が携わる全ての現場の閉所を指すのですか。

A 2：現場単位の閉所を指します。

Q 3：半日の休日（現場閉所）はどのように扱われますか。

A 3：現場閉所の定義は、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいうので、「週休2日試行工事」として取り組む場合の休日（現場閉所）とはみなしません。

Q 4：土日を基本に休日（現場閉所）とするのでしょうか。

A 4：曜日にこだわる必要はありません。

Q 5：作業予定日が雨天や台風等で中止となった場合、休日（現場閉所）とみなされますか。

A 5：現場閉所とした場合は、休日（現場閉所）扱いとします。

Q 6：作業予定日を雨天や台風等で休日（現場閉所）する場合、当日の判断でもよいですか。

A 6：当日の朝の判断でも構いません。一日を通して現場閉所できた場合は現場閉所率に算定できます。

Q 7：昼間・夜間作業が混在する工事の休日（現場閉所）の考え方は。

A 7：24時間以上の現場閉所が確保できた場合、休日として取り扱います。

この場合、勤務開始日を作業日とし、例えば、木曜日の22時から金曜日の6時の施工は、木曜日の作業として取扱います。

この場合、土曜日の6時以降の現場の再開ならば、金曜日は休日（現場閉所）とみなします。

木曜日				金曜日																								土曜日										
20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
				施工						休工(24時間以上)																		施工										
作業日と扱う				現場閉所日と扱う																								作業日と扱う										
				※木曜日の継続作業完了後(土曜日の6時)、24時間以上の休工を確保できているため																																		

2 週休2日（交替制）工事の場合

Q 1：休日確保を確認する対象者に下請けの技術者・技能労働者も含まれますか。

A 1：含まれます。

確認対象者は、施工体制台帳上の元請け・下請けの全ての技術者・技能労働者です。

Q 2：要領第2条 4（2）対象者「当該工事に一時的に従事した技術者、技能労働者は除く」とあるが、どのような意味でしょうか。

A 2：基本的には全員確認することとされていますが、全作業期間に対し、短期間のみ当該現場に従事した技術者、技能労働者（概ね1週間未満など）については、休日率の算定から除外しても構いません。

なお、現場に従事した期間が1週間未満の対象者を算定する場合は、対象期間を7日間として休日率を算定してください。

例) 下請け企業の現場従事が月曜日から金曜日までの5日間の場合

対象期間を7日間とすると、休日日数は2日であるため

休日率=休日日数2日÷対象期間の日数7日=28.6%

全体工期：90日

会社名	氏名	全体工期：90日			工期日数* (対象期間)	休日 日数	休日率
		5月	6月	7月			
A建設	●●				90	26	28.9%
	■				90	26	28.9%
B建設（一次下請）	○○				60	16	26.7%
	□□				60	16	26.7%
C建設（二次下請）	××				7	2	28.6%
	△△				7	2	28.6%

※工期日数：休日取得状況表の工期日数の欄は、対象期間を記載してください。

なお、下請け企業の対象期間は、施工体制台帳上の工期を基本（要領第2条 4（3））としていますが、施工体制台帳上の工期が長く、現場従事期間が短い場合においては、現場従事期間で判断を行ってください。

Q 3：週休2日（交替制）工事の休日確保の確認は当該工事のみですか。

A 3：そうです。

対象とする技術者・技能労働者が、当該工事で休日確保しているかを確認します。

Q 4：要領第5条 5 休日取得計画に「休日確保するための施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書」と示してあるが、施工計画書にどのような内容を記載するのですか。

A 4：施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法が分かるように、具体的な内容を記載してください。

記載例)「週休2日(交替制)工事」における休日確保方法について

毎月、打合せ簿で、対象となる技術者及び技能労働者の出勤状況がわかる休日取得状況表を提出する。また、提出時には、休日が証明できる書類(出勤簿)を提示する。  
など

Q5: 週休2日(交替制)工事において、現場代理人は常駐していなければならないのではないのでしょうか。(現場代理人は休日を取得できないのではないか。)

A5: 宇城市公共工事請負契約約款第10条第3項にて、「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。」としていますので、必ずしも常駐しなければいけないというものではありません。現場代理人が休日を取得する場合は、当該条項に合致する現場条件であることを受発注者で確認してください。

Q6: 除雪作業を含む維持工事は、交替制であっても週休2日確保は困難ではないでしょうか。(土木工事編)

A6: 災害その他避けることのできない事由がある場合(労働基準法第33条に該当すると認められる場合)には、交替制による休日確保が困難である期間として、対象期間から控除することとします。(第2条 4(3)参照)  
対象外とする期間は、受発注者で確認してください。

### 【現場閉所率及び平均休日率の算定について】

#### 1 週休2日(現場閉所型)工事の場合

Q1: 監督員はどうやって現場閉所を確認するのですか。

A1:

##### (1) 週休2日試行工事

監督職員は、毎月、受注者が作成した「休日取得計画実績表」により現場閉所率を確認します。

受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとします。

なお、最終的な現場閉所の達成状況は、工事全体の現場閉所率で確認します。

##### (2) それ以外の工事(試行に取り組まない工事)

従来通り、日報等での確認となります。(【工事成績評定について】に関連)

Q2: 現場閉所率の算定における、祝日・夏季休暇・年末年始はどのように取扱えばよいですか。

A2:

##### (1) 「夏季休暇3日間」及び「年末年始6日間」

現場閉所率の算定期間(算定分母となる工事着手から工事完成までの日数)の対象外です。算定期間の分母、分子から除外して現場閉所率を算定します。

##### (2) 「祝日」

現場閉所率の算定期間(分母)の対象となります。現場閉所した場合は分子にカウントして現場閉所率を算定します。

Q 3：5月の大型連休の現場閉所は、現場閉所率の算定期間に含まれますか。

A 3：大型連休は「祝日」に当たりますので、算定期間（分母）の対象となります。現場閉所した場合は分子にカウントして現場閉所率を算定します。

Q 4：計画していた「夏季休暇」や「年末年始」に作業を行った場合、どのように現場閉所率を算定すればよいですか。

A 4：「夏季休暇」は3日間、「年末年始」は6日間になるよう、別の日に休日（現場閉所）を確保する必要があります。その場合、休日計画日の変更とみなし、現場閉所率を算定します。

## 2 週休2日（交替制）工事の場合

Q 1：監督員はどうやって休日確保の状況を確認するのですか。

A 1：

### （1）週休2日試行工事

監督職員は、毎月、受注者が作成した「休日取得状況表」により、各技術者・技能労働者の確認対象期間及び休日日数を確認します。

1人1人の休日率及び工事全体としての平均休日率を確認し、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとします。

なお、最終的な休日確保の達成状況は、工事全体の平均休日率で確認します。

### （2）それ以外の工事（試行に取り組まない工事）

従来通り、日報等での確認となります。（【工事成績評定について】に関連）

Q 2：「休日取得状況表」以外に提出する資料はありますか。

A 2：ありません。

ただし、各技術者・技能労働者の「確認対象期間」及び「休日日数」を確認する資料として、既存の資料等（休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、工事日報、安全教育・訓練等の記録資料等）を監督職員へ提示してください。（第5条 7（2）参照）

Q 3：夏季休暇・年末年始はどのように取扱えばよいですか。

A 3：「夏季休暇3日間」及び「年末年始6日間」は原則として、休日率の算定期間の対象外です。算定期間の分母、分子から除外して平均休日率を算定します。

ただし、通年の維持工事においては、「夏季休暇3日間」及び「年末年始6日間」も算定期間の対象に含んで算出します。

## 【変更契約について】

Q 1：変更契約で間接費を補正（4週8休未満）する場合、どの時点で週休2日実施の可否を判断すればよいですか。

A 1：最終変更の協議時点で、それまでの実績を踏まえ、達成見込みを判断します。ただし、最終変更契約後、工事完成日までに所定の現場閉所率及び平均休日率を下回らないよう留意する必要があります。

Q 2：最終変更契約後に現場閉所率及び平均休日率が契約内容を下回った場合（見込み含む）は、どうすればよいですか。

A 2：間接工事費等の補正率が変わりますので、速やかに変更契約を行ってください。

### 【工事成績評価について】

Q 1：週休2日を達成した場合は、工事成績評価で加点はありますか。

A 1：週休2日を達成した場合は、達成状況に応じて、工事成績評価で加点します。  
なお、週休2日が実施されなくても減点にはなりません。

Q 2：計画の休日より多く休日取得を達成できた場合は、加点の対象になりますか。

A 2：達成状況に応じて加点します。

例えば、計画では4週6休であったが、実際は4週8休が達成できた場合は、4週8休で工事成績評価の加点をします。

Q 3：試行取組み工事以外で休日を確保した場合、工事成績評価での加点対象になりますか。

A 3：試行取組み工事以外でも休日を確保した場合は、加点の対象になります。

### 【その他】

Q 1：看板等による表示は要領の別紙2以外でもよいですか。

A 1：看板等で掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するためのものであり、要領の別紙2以外でも構いません。